

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1－110）、MOX燃料加工施設（1－101）」

2. 日時：令和4年2月7日（月） 10時00分～11時40分
13時30分～14時30分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、中川上席安全審査官、田尻主任安全審査官、津金主任安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任安全審査官、大岡安全審査官、上出安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職、森野安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 松田 常務執行役員

大柿 常務執行役員 他34名

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門

原燃計画グループリーダー

北陸電力株式会社 原子力部 原子燃料技術チーム 主任

四国電力株式会社 原子力部 サイクル技術グループ 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃(株)から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 日本原燃株式会社 MOX 燃料工場 規制法令及び通達に係る文書（令和 2 年 1 2 月 2 4 日）
「日本原燃（株）から再処理事業所 MOX 燃料加工施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」
https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/FAB/180000124.html
- ・ 令和 3 年 1 2 月 2 2 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 3 年 1 2 月 2 2 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設、濃縮施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 1 月 1 9 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 1 月 2 0 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 1 月 2 7 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 1 月 3 1 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和 4 年 2 月 1 日
「日本原燃（株）再処理施設、MOX 施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁シミズです。録音を開始しました。それではただいまから日本原燃とのヒアリングを開始しますと本日のヒアリングは令和2年12月に4日に申請があった設工認申請について資料を基に、
0:00:14	ヒアリングにて事実確認を行うものになります。
0:00:17	玉沢規制庁側の出席者を紹介しますと本庁会議室からタジリカミデ。
0:00:24	タカナシシミズ。
0:00:26	その他ウェブからナカガワオオオカカワラサキ。
0:00:31	以上になります。
0:00:33	それでは日本原燃の方から出席者の紹介と本日の議題の構成の説明をお願いします。
0:00:41	はい。日本原燃の中浜です。
0:00:44	遠藤さん原燃側の参加者を紹介いたします。
0:00:49	まず最初に、須藤。
0:00:52	マツダムラノタカマツ。
0:00:56	再処理事業部より、
0:00:57	タカハシフジノシミズ。
0:01:01	エビナオオハシ。
0:01:03	フクダ。
0:01:05	クボタ。
0:01:06	サトウ、小柳湯山、田仲ナカハマ。
0:01:12	ボックス事業部より、タニグチイシハラカサモ。
0:01:17	アボトクナガトヨカワ氏ナパ。
0:01:22	タカハシ。
0:01:24	ヨシダとなっております。
0:01:26	本日ご確認いただく資料でございますけれども、今画面共有させていただいております。外構00シリーズの図、最高00-0100-02。
0:01:40	外来00-01。
0:01:43	閉じ込めの00-0100-02。
0:01:48	以上、五つの資料のご確認をいただきたいと思っております。
0:01:54	よろしければ、開校00から進めてさせていただきたいんですけれどもよろしいでしょうか。
0:02:01	規制庁CMS。よろしく申し上げます。
0:02:06	はい。日本原燃石原でございます。それでは、外港00010002。
0:02:13	につきまして、0001につきましては2月の1日。
0:02:19	0002につきましては1月31日に提出をさせていただいております。

0:02:24	若干航空機が特殊と別紙1億、0001でいきますと6ページ以降にあります別紙1の書き方これについては、
0:02:35	他の条文であったり他の事象でのやりとりを年度若く直してきた事項と いうのを反映して修正をさせていただいたということでございます。
0:02:47	ただ同じ、
0:02:49	航空機に対する説明でかつ、許可の本文ならまだしも他6点分から持っ てきてるものにつきましては、すいません一旦止めます。
0:03:22	失礼しました。テンプレから持っていけるもので同じことをやろうとした ように文章が微妙に違うのはやはりおかしな話ですので、こちらの方で 両方を見ながら適切な文章に修正をするという作業を継続して出して いただくと。
0:03:36	ということとさせていただきたいと思います。
0:03:38	あと別紙2以降につきましてはそれぞれ別紙1の修正に合わせて、か つ、他の条文でやりとりをしていた内容を踏まえて整理をさせていただ いたということでございます。
0:03:48	また特に、別紙4ですね、0001でいきますと33ページ以降に、C4が あります。
0:03:56	こちらについては、以前外部衝撃のその他の方で確率の話を書いていた ところですねやはり整理として、どこに書くのがいいのかというのを、 こちらの方で検討するというので、
0:04:08	宿題になってたと思います航空機の防護設計の前段の話ですので、空気 に対する防護設計の添付書類の中でそれを展開させていただくというこ とで34ページ以降これ、
0:04:21	0150にも同じような展開をさせていただいた上で、
0:04:25	その防護設計そのもののやり方であったりと評価の仕方というのは近隣 から変わりませんよということを、岡
0:04:35	言わせていただくということで、添付書類としたいと思ってます。
0:04:39	0001でいきますと36ページのところに以下参考とついて責任感の添付 処理クラブをつけるというこういうことでやっていたものが、
0:04:49	同じですよということを示すために、参考として別紙4の形ではつけさ せていただきました。ただちょっとページを同じページに書いてあり、 本当に参考なのかというのが位置付けがよくわからない状態になっ てるのはもうちょっと、
0:05:02	記載の見せ方は工夫をさせていただきたいと思います。
0:05:06	はい。あとは、別紙6ですかね、別紙5もう一度前回のご指摘踏まえて 修正をします44ページとかね。
0:05:17	あとは別紙6ば、変更前後、第1回の対象がすべてですということが、 47ページの下に書いてございます。

0:05:26	変更前後は、チームごとに変更事項がある場合は丸々変更後に、その文書が担当されてくるという、
0:05:36	他でやってることと同じようなやり方をさせていただきました。
0:05:40	同じ対応の中で変更が全くない場合変更前に変えて変更なしと、49 ページの頭の方な形で整理をさせていただいたということでございます。
0:05:50	はい。説明は以上になります。
0:05:53	規制庁タジリです。いわゆる説明は聞いたんですけど、ざっくりぐらいは細かな点も含めて
0:06:01	礼儀しか言わないので、基本的に
0:06:04	こちらがどうこういうもんじゃなくそちらが精査される方針になっているように認識はしているので、ざっくりですけど。
0:06:11	まず右下 12 ページ、最初の方 0001 の方の右下 12 ページで、
0:06:17	基本設計方針のところでは三沢対地訓練区域で最も多く訓練を送って行っている航空機のうちというふうに、最も多くの中のうちというのがそもそも日本語としておかしくて最もやと一つしかいないので、
0:06:29	中居源も受け付ける意味あんのかな言葉の生産的勝手にやってくださいねであるとか、あと航空機防護設計全般なんですけど、基本設計方針僕の話なんでどっかで精査いただければと思うんですけど、落雷とかこんなこの後落雷とかだったら何とかの設計とするとかなってるんですけど。
0:06:46	例えば今右下 14 ページとかで、
0:06:49	直とかで防護するとかっていうふうになっていて、設計とするとかつけるかつかないのかどうかちょっとよくわからないとか、そういうところの精査っていうのは
0:06:57	こっちは言い出しませんので、適宜やっていただければと思うんでよろしくお願いたします。
0:07:04	はい。弓削西田でございます冒頭申し上げた通りこちらの方で精査を的、これからも継続してやるということで対応させていただきます。
0:07:13	清澄たりですというわけで基本的方針を精査してくださいねということとあとテンプレも理屈は一緒ではあるんですけど、例えば 35 ページについて、
0:07:23	前回何のやつで言ったかわかんないんですけど、基本基本設計方針に書いてあるようなレベルであれば添付書類に変えていきましょうって話ではあったかと思うんですけど。
0:07:31	基本設計方針ところで広報のやつに関しては防護設計の説明書に飛んでいったのかなという感じもするんですけどその下の例えば
0:07:39	多重化を要求される場合はこういうふうな方法を用いるとかこういう話っていうのは、添付に書かないと言ってるのか別のテープ言わ変更なし

	っていうところで読めるからここに書かないのかとかそういう考え方ってありま
0:07:55	日本原燃の大橋でございます。
0:07:57	多重化のところの説明につきましては別の添付書類、すでに県下の中で書いてある別の添付書類の中に書いてありますので、ここではちょっと比較対象がありませんけれどもちょっとそれがわかるようになっておりませんでした。
0:08:11	参考として小規模の詳細つけてるのと同じように付けるような形でそれがわかるようにしたいと思います。以上です。
0:08:21	ちょっと有井数、基本的方針にぶら下がるのやつは添付6等から読めるように、
0:08:30	基本設計方針のところ、ただし安重のうち行為が除外しますよという話があるんですけど、これってというのは、何か文書だけメトキ人からと読みづらいような気がするんですけど。
0:08:40	普通外部事象だったら除外したものでこれこれこういうやつなんですよとかっていうふうに、添付のところでもやられてたりするようなイメージがあるんですけど、これってというのは扱いはどうなるんですか。他のテープで読めるっていうのか。
0:08:53	どっか他で、結果が示されてるからそこから推察できるでしょうと言ってるのか、意味は何ですかね。
0:09:02	日本原燃の大橋でございます。
0:09:04	ここにつきましては基本的にはもう許可の段階ですべて書き切っていて、ちょっと金家の中でもこれが個別に読めるような箇所ってのがございません。
0:09:17	ちょっと
0:09:20	入れるとすると冒頭のどっかに入れるような形で考えることになるかと思いまちょっと検討させていただきたいと思います。以上です。議長滝井です。
0:09:31	許可で終わってるちゅう話をどこまで取るかだけなんですけどそんなこと言ってしまうと他の部次長だって全部終わったんじゃないかと思えるところがあるので、単に並びの問題であるところで、
0:09:41	防護設計に関わる場所は気にかかる変更ないというのはもう認識してるんですけど。
0:09:46	今回せっかくこの基本方針で付けてせっかく比較して基本方針横に並べてるのに添付のところは空欄という形で出されているので、整理ちゃんとしてますかということなのでちゃんと整理していただければと思うんでよろしく願いいたします。

0:09:59	はい、弓削西田でございますすみません。基本的におっしゃる通り意見設計方針で書いたものをわざわざ置き並べて理由は、同じものは少なくとも書くようにということが、整理学の基本ですので、
0:10:12	ちょっと添付でどこまで書くか、あと補足をどう使うかっていうところがこちらで整理をして、必要な情報がちゃんと漏れなく書かれるような形にしたいと思います。以上です。状態ですよろしくお願ひします。あと若干異なるかもしれないんですけど、右下 36 ページで先ほど以下 3 項の話をされたんですけど、
0:10:30	これMOXで言うと、右下 34 ページ 33 ページの方になると思うんですけど、ボックスの方だと 33 ページの最後のところで、防護設計とかのやつは昔から変わったやつから変わってませんよって言ったよりか参考という場合まで話通じるんですけど。
0:10:45	最初の方と国井なんかそういう話をうたわずにいきなり下 3 行って言われても位置付けがわからないので、30 人も複数比べながらの精査されるんだと思うので、
0:10:58	一概にボックスがすべて正しいとも言わないです。その方がおかしいところがたまにあるのでそこは言わないんですけど、どっちが正しいかっていうのをちゃんと検討した上でちゃんと連携とってやっていただければと思います。
0:11:10	はい。与儀西田でございます。はい。そこも含めて、
0:11:15	おっしゃっていただけてる通りどちらかというよりは、一番適切な方法、記載を目指して、適正化をさせていただきたいと思います。
0:11:24	長滞融資よろしくお願ひします。阿藤。右下 42 ページもう 2 度とは言わないんですけど、前回別紙関連の資料の記載は整合取ってくださいねというふうにお願ひしたところではあると思うんですけど。
0:11:37	42 ページの添付書類のところで下二つ目の箱のところで一番最後航空機に対する防護設計の評価結果を何とかシミズなところに示すとか文章があるんですけど先ほども全部
0:11:49	赤字今回書かないっていうとなるから、どういう意図がよくわからないんですけどとりあえず資料館でやってることが一緒というふうにわかるようにだけしていただければと思います。
0:12:01	はい。弓削西田でございます。申し訳ございません。そこはおっしゃっていただけてる通り、店舗間での整合、安部主幹の整合ってのは当然あってしかるべきですので、こちらで、
0:12:12	適切な対処をしたいと。他も含めて全体、もう 1 回見ます。はい、清田リリースよろしくお願ひいたします。次も複数の方そのまま行かせていただいて、右下 6 ページのところで、

0:12:26	基本設計方針の一番最後にまたというところでお話されてるんですけど、基本的に地下にあるやつっていうのは評価評価してもほとんど参考の位置付けだと思っていて許可のとき確率評価する時も基本的に地上のやつやって、地下であれば大丈夫ですよって説明しながらやっているところで、
0:12:43	僕だけここかよく意味もよくわからないところがあるので、これが必要な記載特に今日関法人格レベルで書く必要がある。
0:12:54	はい、与儀西田でございます。おっしゃっていただいている通りだと思いますので、精査します基本的には、ここはいらないと思ってますので削除する方向で対応したいと思います。以上です。
0:13:04	長タジリ試験とよろしくお願いします。あと右下7ページ先ほども楠田市が正しいと言わないと言ったのがここらあたりの場なんですけど、右下7ページの基本設計方針で、
0:13:14	最初に金岡の方で国労の変更以外見ないのかっていうふうに言って航空の変更等とかでちょっとつけたやつで、こちらから心の変更だけっていうふうになっていて、基本的な確率が変わり得る要素は全部見るんですよということになったような気がするんで、なんで、先ほどお伝えしましたけどどっちが一番正しいとも今の時点では言わないので、
0:13:32	掲載いただいて正しい文章にさせていただきよう、ご検討をお願いいたします。
0:13:38	はい。与儀ニシヤマでございますが、ご指摘ありがとうございます。そういった部分も含めて、確認をして、適切に修正をさせていただきたいと思います。以上です。
0:13:47	規制庁帯磁率よろしくお願いたします。ちょっとMOXストッカーになるんですけど記載フリー。
0:13:53	に関して右下42ページから、航空機防護設計士の計算書がついてるかと思うんですけど。
0:13:59	日本語がわかりづらいので一応幾らかなんですけど。
0:14:03	4右下42ページのところで今回の申請に係る本説明っていうのがあって、また書きのところがあって、いきなり削除するっちゃう話をされてるんですけど、ただ変更の概要を言っていた方がいいような気がしていて、
0:14:17	頭までこれ図面つけてやられていて、その中で、
0:14:21	評価要件変わることによって、次以降のページで言うんだったら二階の企業家のキープランの資料がなくなりましたよっていう話を言いたいんだと思うんですけど。
0:14:30	いきなり削除スルーだけ言われると、何言ってるかわからない資料になっていて特に次からのページも、

0:14:37	既認可が書いてあるからまだわかるんですけど、既認可がなかったら1個減らしただけのなぞし、金加賀君からあってもですかね、図が1個だけ減ったような資料に処理になっていて、
0:14:48	評価だと一行消えましたというレベルの表資料になっていて、右下42ページのところで差分っていうのをしっかり示したいんだと思うので、
0:14:58	資料を比べて意味はわかったんですけど、もうちょっと説明をしっかりと書いていただいた方がいいんじゃないかなって気がするんでその点よろしくお願ひいたします。
0:15:06	はい。弓削西田でございますはい。そちらについておっしゃっていただいている通りだと思いますので目的なり考え方なり、バックボーンを担当確認します。以上です。
0:15:17	ちょっとあれですよろしくお願ひいたします。
0:15:24	航空機に関しては変更ありませんよという中でMOXに関して言うと、建屋の構造と言うべきなのか屋上階部分ところがちょっと形変わったんですね評価に直しましたけどただ、
0:15:37	やり直したって言うてもう一番評価出さなきゃいけないかっていうよりは、前まで個別に1個独特に評価してたやつに関しては他の評価に包絡されるようになったんで評価しなくなったんですよっていうところが説明したいところなんだと思うんでそういったところがわかるように書いていただいた方がいいかなというふうに思いますのでよろしく。
0:15:53	いたします。
0:15:54	交換機に関しては自分からは以上ですが基本全般を精査してくださいねっていうところの枠を今回も超えなかったんで、精査された上であったら、もうちょっと細かなところの改善とかを伝えてもいいような気がするんですけど、そこは。
0:16:08	その辺もちょっと精査していただかないと何かこっちが1から1から10まで言うつもりはないのですのでよろしくお願ひいたします。衛藤規制庁は航空機落下管理は他に何かありますか。
0:16:24	規制庁田尻です。なさそうであれば原燃の方から振り返りと今後のスケジュールをお願ひいたします。
0:16:35	はい。日本原燃志田でございます。基本的には、MOXと再処理、
0:16:43	両方で同じこと言いたいのにな、文章の書きぶりが違っているところっていうのが、植田にありますのでそういったところを精査をさせていただくということで見直しをしていきたいと、それは別紙1以降もすべて同じということでございます。
0:16:55	あとは、そうですね。MOXでいくと別紙1のところの記載でいう、また書きのところの方精査をして必要性も踏まえた上で、
0:17:08	基本的には削除することで考えてますがその辺の整理をすると。

0:17:11	ということかということです。
0:17:13	全般的にそういう形だと思ってましたが、よろしいでしょうか。議長。佐治です。今回の資料の最初の副主幹の成功というのも当然なんですけど今まで整理してきた基本ルールに則ってるか載ってないかっていうところもうたまにあやしいと思っているので、そういったところも含めてこちら全体通しながら、
0:17:32	引き続きやってかないかなというふうに思ってるんですけどそのあたりの精査も含めてよろしく願いいたします。
0:17:38	はい。弓削西田でございます承知いたしました。日本原燃村野です。はい。申し訳ありません。先週ご指摘受けたところでMOXとの整合につきましては、改めて事務局側でも入ってチェックをします。
0:17:52	それから後、
0:17:54	別紙5との約束事が守れてないかどうかという話も、事務局が入ってですね、横並びをとれ取れるように、衛藤、今一度、精査をする予定でございます。以上です。
0:18:07	長樽井です。自分から言うことかわからないんですけど今までも精査されてきているというふうに何度も聞いてる強い体制を何度も言いました見直しましたって話も聞いてきているところなんでもはや結果Dとなったものが示されない限りちゃんと見ないという方向に多分こちらなると思うので、
0:18:21	その点をご認識いただいた上でこういう体制でやりましょうって話を、すいません。企画部レベルでは総務なんかも引きつりもないので早く整ったものとして示していただければと思います。よろしく願いします。
0:18:34	日本原燃浦です。その通りだと思いますしっかり見たいと思います。はい、了解しました。
0:18:40	規制庁田尻です。航空機落下関連その他何かありますでしょうか。
0:18:47	喜多原燃じゃリスケジュールとかって、何か答えてそうですかそんな大きな修正もなっていないような気がするんですけど。
0:18:55	はい。竜華ネシアでございます私の感覚で日付を答えると皆に再送ですけどいただいている内容の精査含めて全体を見直すにしても、
0:19:06	このボリュームですと、普通は3日ぐらいでできるかなと思いますけど、その辺含めてスケジュールに落として、別途提示させていただきたいと思います。以上です。京谷ですこちらから減らすつもりはないので、先ほどお伝えしたようにちゃんとしたもの出してくださいねっていうところは守っていただきつつ、ただ出てこない限りこちらも当然見るものがないというだけの話なので、

0:19:26	確認を受けようとするのであれば、どっかのために出していただいと いうことでよろしくお願いします。
0:19:31	では次だなぐらいでしたっけ。
0:19:35	はい。板倉委員になります。ではよろしくお願いします。
0:19:43	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:19:46	落雷の方につきましても前回のヒアリングでコメントをいただいたと ころを反映したものを基本的な提示させていただいております。
0:19:55	ただその後をちょっと場所だし、お出しした後にですね中身を
0:20:03	より精査していく中でちょっとご説明させていただきたいところが何点 かございますので、
0:20:08	ご説明させていただきたいと思います。
0:20:11	資料の通しページの7ページでございます。
0:20:21	基本設計方針のところでは波及的影響の記載を今回追加させていただ いておりますけれども、ここの書き方がですね、
0:20:31	ちょっと他の竜巻等々の他の自然現象とちょっと書き方が違っていると いったところがございますので修正をしたいと考えております。
0:20:43	具体的にはですね機械的影響機能的影響する観点からですね波及的影響 によって、落雷防護対象施設の安全機能を損なわない設計とするとい うことをですね、記載していくような形で修正をしたいと。
0:20:59	いうふうに考えております。
0:21:02	続いて通しページの11ページでございます。
0:21:09	これも基本設計方針のところでは直撃依頼に対する防護設計のところ ですけれども青字になっておりますけれども、
0:21:19	直依頼の特徴を踏まえまして何を防護対象として設計するかというこ とを記載しております。
0:21:27	これは以前もっと前の方の段落、(1)に防護すべき施設及び設計方針 というのがあるんですけれども、そのところで記載をしてたんですけ れどもこれを移動したところがございます。
0:21:41	で、移動した理由ですけれども、他のこれも事象を竜巻等他の事象 でですね冒頭部分の記載でどこまで記載してるのかと。
0:21:52	いうところの横並びを見たときに、冒頭部分で言ってるのは安重、それ から安生内包する建屋を防護対象としますということまでを書いてい て、
0:22:03	それ以後の絞り込みさらに絞り込むといったところは冒頭のところでは なくて具体的な設計方針のところを書くべきと。
0:22:13	いうふうに思いましたので記載を移動してございます。
0:22:19	それから、次に14ページでございます。
0:22:26	14ページの基本設計方針のところでは運用の記載のところございま す。

0:22:32	これにつきましては過去のトラブル報告書を参考にしてですね、記載を修正するというので、考えたところですけども。
0:22:46	報告書とですね当時の経験に基づいて、同時に複数の警報が確認されたような場合にといったようなことで記載をしましたけれども、
0:22:56	今現在対策として保安器をつけたりだとか、そういったハード対策はなされた現状とですねちょっと記載が、
0:23:06	違ってくるのかなというふうに感じておりますので、ここもちょっとそういった現状を考慮してですね記載を修正したいと考えております。
0:23:17	方向性としては、落雷の影響によってですね安全上重要な計測制御システムを施設等への安全機能の安全機能への影響があるということが判断されたような場合にはですね関連する貢献を停止すると。
0:23:35	といったような書き方にしたいなというふうに考えております。
0:23:40	落雷については以上でございます。
0:23:44	はい。規制庁岡です。ご説明ありがとうございます。今いくつか前回からの修正点等はこっち資料提出されたその修正点、
0:23:55	説明されましたが、
0:23:57	まずちょっと今回全体的に記載見直してということとあと移動が結構、社員の場所の移動っていうのは先ほど説明もあった通り多かったと思うんですが、その辺の移動には、横並び。
0:24:10	を意識して移動したもので、前回、以前横並び。
0:24:18	ルールを精査していた時から、より横並び感を強くしたっていうことで、
0:24:26	自然現象横並びに影響を与えるような移動っていうのは、つまりそれに反し態度っていうのは逆にしてないっていう理解でよろしいです。
0:24:36	日本原燃の大橋でございます。ご理解の通りでございます。以上です。
0:24:42	はい、規制庁化です違和感ある異動は特になかったのもそういうことだと思いますので、
0:24:48	理解しました。
0:24:49	あと先ほども説明されたその発注的影響の部分なんですが、
0:24:55	これもう、今回変えてきたところちょっとよくわからないなと思っていましたんですが。
0:25:01	先ほどの修正案マター提示されたら、確認しますが、
0:25:08	そうですね、昆尾野書かれてるところをちょっと。
0:25:11	よくわかんなくてあと許可からの変更点の中身もちょっとよくわからなかったもので、少し記載のほうをしっかりと。
0:25:18	していただければと思います。
0:25:21	先ほども説明された
0:25:25	運用上の措置。

0:25:26	部分 14 ページ目、ここもうやっぱりちょっと限定、かなり限定かけすぎたなと考えましてで今訂正されるっていうことでしたがちょっと訂正案も、
0:25:38	少し限定かかっているんじゃないかなと。ここは基本設計方針なので運用に関する基本設計方針を、
0:25:46	各ところで
0:25:49	具体。
0:25:50	何か踏み込んで書くところではないんじゃないかとちょっと思っていて、
0:25:57	少しその辺も踏まえ、
0:25:59	検討いただければと思います。
0:26:04	はい。二本木直でございます。
0:26:06	その辺に注意をしていただきたい案をまた考えてご提示したいと思いません。以上です。
0:26:14	はい。それ超過ですよろしく申し上げます。基本設計方針に関しては、
0:26:18	今ぐらいのところが気になったところですが、
0:26:23	説明は基本設計欲しいんだ。
0:26:25	区切ったんですかそれともこの後も全部。
0:26:28	説明し切ったという、本格でしょうか。そしたらこちらから、他の別紙も、
0:26:35	お尋ねしますが、
0:26:38	はい。日本まで伸ばしてございます。一応歩カーにつきましては
0:26:45	特に特別、説明する箇所はないとこちらは考えてますのでご指摘ありましたらよろしく願いいたします。
0:26:54	はい。規制庁加賀です。そしたらちょっと前回からやっぱり少し議論になっていた。
0:26:59	次回でどういうふうに説明していくのかとか添付書類どういうふうに変えていくのかっていうところ、今回がその回答だと思う。
0:27:07	確認していたんですがちょっとその辺、
0:27:10	まず、次回でどう説明するのかっていうのを別紙 3 の、
0:27:15	26 ページ目。
0:27:17	2、示してあるんですが、
0:27:20	直接ラインに関するゴムに対しては、出てくる新生会ですね、説明しますとあるんですが、慣性プランの考え方がちょっとやっぱりいまいまいちよくわかんなくて添付書類の方も申請書で、
0:27:32	新申請。
0:27:34	するみたいなこと書いてあって全然。

0:27:36	どういうふうを示していくのかっていう方針がわからなかったんですがちょっとそこところを説明していただけますでしょうか。
0:27:52	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:27:54	間接ラインの方につきましては、今おっしゃった通しページ 26 ページでいきますと、
0:28:05	計測制御系統施設放射線監視設備等を書いてある、後者のところを書いてあるところですけども、こちらにつきましては第三グループで計測制御系統施設が申請対象になるので、
0:28:20	ここで丸が入ってきていると。
0:28:25	一方、その1個下の電気設備に行きますと第二グループでの申請になりますので、ここで電気設備については説明対象に入ってくると。
0:28:35	というような形で整理をして記載をしてございます。
0:28:41	規制庁かです。さっき外記載概要のすべてと、だから概要しか書かなくて詳細の設計方針みたいなものは、
0:28:51	どう書くんでしょうか。
0:28:55	はい、日本原燃土橋でございます。別途ちょっと別紙の4の方でも示してますけれども
0:29:04	これも前回と、
0:29:06	ちょっと別紙の内容が薄いんじゃないかというようなご指摘もいただいていて、ちょっとどの程度書くかというところは検討していかなきゃ意味。
0:29:16	していかなければいけないんですけども、概要をというふうに言っておきながらある程度その設計の詳細というのはですね、示していくことを考えてございます。
0:29:28	申し上げればありません。今の段階でですねどういった記載内容を追加していくというところまでちょっと検討がおよんでおりませんが、概要というよりも多い若干、詳細に応援な記載をしていきたいというふうに考えております。以上です。
0:29:44	はい。施設部からです。33 ページ目に、その辺の30、
0:29:51	34 ページ目の別紙4の添付書類のところ、申請する申請書において示すっていうふうに、
0:29:59	添付書類のところ書いてあってこれが、
0:30:02	今後もずっとこの記載のままなのかそれともここでしっかり展開、将来展開されますよっていうことを説明しているのかっていうことが、ちょっとよくは。
0:30:12	わからなかったんですよ。なので

0:30:15	新生会時におけるし、添付書類のところで、詳細な設計を示すとか、少しわかるように書いといていただければと思いますのでよろしくお願い致します。
0:30:28	はい。日本原燃の大橋でございます。ご指摘の点、了解しましたので対応させていただきます。以上です。
0:30:35	はい。規制庁角です。あとちょっと添付のところを少し、今回追加されたところを確認したいんですが31 ページ目の、
0:30:43	落雷に対するホーム設計の直撃ラインの設計方針が今回 31 ページ目に、下のところに記載、追加されているんですが、
0:30:52	これは、ただ列記されていますが、どこから来たのかというのを補足説明等で説明されるとそういう理解でしょう。
0:31:06	はい日本原燃淡路でございます。
0:31:08	ちょっとこれも前回、規制が薄いということを受けてですね、今書けそうなことをちょっと書いていたということなんですけれども。
0:31:21	ちょっとここもですねまだ考え方があまりきちっと整理されていないと思います。例えば平伊東 1038、言い方をミリメートル以上と。
0:31:33	いうようなことも書いているんですけれども、これもですねちょっと書き杉井のようなところがあるというふうに考えてまして、基本的には自主企画等から持ってきてはいるんですけれども。
0:31:46	一部こういった 38 平方ミリメートルのようなものは、社内的にですね企画よりもさらに厳しい。
0:31:55	設計基準を設けてやってるところもありますので、そういったところも書き過ぎじゃないかというような考えもありますのでちょっとこの辺につきましてはですねもう一度。
0:32:07	記載内容、規格と照らしてどの辺まで書くのが適切かといったところも考えさせていただきたいと思います。以上です。
0:32:15	はい。規制庁加瀬です私もちょっとそういう感じかなと思って、読んでましたがMOXの補足説明のところでは、結構詳細に説明されていて、それぐらいのレベル感でいいのかな。ここに書いてあるようなものが、
0:32:32	ボックスのその他の補足説明のところで書かれていましたので、ボックス等記載のレベル感をそろえるっていうのも一つあるのかなとは思いました。
0:32:44	サトウ 32 ページ目で、避雷設備設置対象一覧として今回申請のものが、直接直撃に対する申請。
0:32:53	対象が一つついてきましたが、落雷への配慮に関する説明書。
0:32:59	で、
0:33:01	去年嫌い関節らいそれぞれその新生会で、こういうふうに、
0:33:05	大正解、示していくっていうそういう、

0:33:09	方針になったんでしょうか。
0:33:13	はい。有名な話でございます。おっしゃるようなイメージをこちらも思っております。以上です。
0:33:20	はい。規制庁岡です。承知しました。
0:33:27	あと、ちょっと添付関係はそれぞれ開いてあと最後に、前回ちょっと話題になった46ページ目、C6の②。
0:33:38	横切ポイントの紐付けの話。
0:33:41	なんですがここ。
0:33:47	前は全部変更前に書いてあって変更の江崎へと変更なしているところで、新規性とかトラブル対応とかで、追加するものを検討。
0:33:58	しっかり県、市、検討して記載するものですよどらぐらいは。
0:34:02	というふうに議論になって今回は、
0:34:06	変更前に、規格に沿った設計とするだけ書かれてきたんですが、
0:34:15	これだと、今度逆に、
0:34:18	一方今回申請対象になっちゃうというふうに間、
0:34:22	思われてしまうこともあると思いますので、逆にでもあんまり細かく見るっていうのも、
0:34:30	必要はないんですが、例えば今回強化したところ新規性とか、
0:34:36	そのトラブル対応の枠で評価したところっていうのを少し明確にしといて、
0:34:41	の方が、
0:34:43	扱いが、適切になるんじゃないかと思うんですがその辺の工夫というのはいかがでしょう。
0:34:52	はい日本原燃の大橋でございます。
0:34:55	具体的には間接来館系のところをおっしゃってるんだと思いますけれども、特に今回許可したところとしましては
0:35:06	本気ですとかアイソレータの設置といった、計測制御の中でもアナログ系のところをご報告したように今対策をしておりますので、
0:35:17	そういったところが変更後できっちり出てくるというところをしっかりと明記することだと思います。
0:35:24	270キロアンペアくらい規模を決めたときに、他の例えばデジタル系の計測制御ですとか電気設備等についても確かに
0:35:39	270キロに対して持ちますということは、今回改めて記載をしたところではあるんですけれども、ただ対策としては以前からあったものですので、そういったところにつきましてはちょっと書き方は工夫しますけれども従前から、

0:35:55	対策はされてた、対策というか考えられていた部分ではあると思いますのでちょっとその辺がわかるような、前後関係の整理をしたいと思います。以上です。
0:36:06	はい。規制庁加瀬ですおっしゃる。
0:36:08	その通りの整備方針で、また検討いただければと思いますのでよろしくお願ひします。落雷関係私からは以上なんですけど他、規制庁側に事項等ありますでしょうか。
0:36:20	規制庁中です。
0:36:23	ちょっと。
0:36:24	何点か確認をしたいと思ってまして、
0:36:29	と。
0:36:30	まず基本設計方針の別紙1の方なんですけど11ページで、
0:36:37	今回ちょっと追。
0:36:39	かなり修正をいただいたというところで、
0:36:44	左のその直撃
0:36:49	系として、縦及び屋外の、
0:36:53	落雷防護提出を直撃以来の影響から防護する施設とすると。
0:36:59	ということが、上から5、5行目ぐらいからこう書いていてですね。
0:37:04	結果はこういうことなんだろうなとは思いますが、一方で
0:37:09	右の天空の方を見るとですね、
0:37:15	真ん中辺りの
0:37:18	1、1.7. 12.2. 1のところだと。
0:37:22	建屋内に設置する落雷防護対象施設は、建屋による防護により、直撃によって機能を損なう設計とする。
0:37:34	というところを、ここ消しているんですけども多分これは、
0:37:40	建屋なり、そういうもので、
0:37:45	守れば中のものは大丈夫だということではあるんですけど、
0:37:49	基本設計方針として、何か網羅的な記載になってるのかっていうところが少し、
0:37:55	気になったところなんですけど、
0:37:58	ここを抜いてるのも、単なる就職を的でありまた他にも書いてあるからというところなんですけれど、これは、
0:38:07	類、
0:38:08	ここの部分を書かないということで網羅的な記載になってるということではないですかね。
0:38:19	日本原燃の大橋でございます。

0:38:21	特に直撃ということに関しては、まさしく外気にさらされてるものに対しての直撃ということなので、
0:38:32	外気にさらされていない、今竹山中にあるものにつきましては、言わずもがななあで対象外というふうに思っ
0:38:44	このような記載にさせていただきます。確かにまた枕詞的なものですのでただ網羅的にそこまで、
0:38:54	書いておいた方が明確かなという感じはしますので特にこれを書かないということ強く、
0:39:03	主張するものではございません。以上です。
0:39:08	規制庁仲です。
0:39:10	何かダイヤのところ見て他にもこういうところが書いてあるというふう
0:39:16	に、 見受けられたんですが一方で何か、どこを見てもあんまり書いてなくて です言わずもがなということで、そこはわざわざ書いてないっちな ことなのかもしれないんですがあくまでもその建てないものも一応そ の、
0:39:30	直撃以来から守る設計とするということが添付の方に書いてあるんであ ればですね。
0:39:39	何か少し網羅的に書いた方がいいのではないかとこのところコメント なんでちょっと検討いただければと思いますがいかがでしょうか。
0:39:48	はい。日本原燃の淡路でございます。確かにその添付の方も含めて網羅 的にというところもあると思いますのでいただいたコメントを踏まえま してちょっと添付の方も含めてですね。
0:40:01	どっか明記できるように考えたいと思います。以上です。
0:40:06	はい。規制庁仲です。よろしくお願ひします。ちょっとですね
0:40:10	結局、添付とかをですね切り貼りしていろんなことをすることでそれは それでコンパクトにっていうところもあるとは思うんですけど。
0:40:19	結果としてちょっともう設計が網羅的に書いてないというところはそれ はそれで、
0:40:23	少し全体として、他の条文でもそういうところがあったんですけど、最 終的な結果だけを書いてですね、
0:40:32	何か考えておくべきところを考慮していないように見えるような記載はちょ っとよろしくないかなと思いますのでそこは全体ですね他の情報も含 めてですね。
0:40:44	少し、そういうところがあればですね、また検討いただければと思いま す。
0:40:52	日本原燃の大橋でございます。承知いたしました。他の条文も含めて検 討いたします。

0:40:58	はい。規制庁中です。それから先ほど添付書類の方で、何か
0:41:05	避雷設備の
0:41:08	断面積、31 ページでしたかね。
0:41:14	ここら辺も、
0:41:16	ちょっと添付でどこまで書くかっていうところは、いろいろ考えはあるかと思うんですけど。
0:41:24	これは別途また何か不足説明資料を、
0:41:32	何か
0:41:33	を作成してそれを踏まえて、どこまで店舗を書くか。
0:41:38	に書くかというところはまた検討という。
0:41:42	そういう理解でよろしいんですかね
0:41:45	あんまり細かくか、一般論的に言えばですねあんまり細かく書きすぎるのもどうかってところもあるし、ただ、余りにも方針的なところだけ書くとですね結局、
0:41:55	具体的にどうなんだとかいう話にもなってそこはいろいろ、まずは事実関係を確認した上でどこまで書くかっていう整理が必要かなと思ってるんですけど、そこは。
0:42:05	補足説明資料を改めて提示していただいた上でそこは、
0:42:10	そういうことなんで店舗はここまで書くと、そういうことがまた示されるという理解でよろしいでしょうか。
0:42:19	はい。日本稲川市でございます。先ほど大岡さんからいただいたコメントもモック数の捕捉のレベルを見てそれを踏まえてということはどういうふうにとらえましたので、
0:42:33	今、長野さんがおっしゃったような方向性で考えたいと思います。以上です。
0:42:40	はい。規制庁中です。よろしく申し上げます。私からは以上です。
0:42:51	それとオオオカです。他ないようでしたら、原燃の方から振り返りと今後のスケジュール感等、よろしく申し上げます。
0:43:05	はい。日本原燃の大橋でございます。
0:43:07	そうしましたらこれについてはまず波及的影響のところの記載につきましてちょっと私の方から説明をしたところもありますけれども、
0:43:18	ちょっと記載をさらに精査するというところでございます。
0:43:24	それから運用関係の記載につきましてもさらに生サポ。
0:43:33	ということでこちらは
0:43:37	あまり具体的なところまで書かないと。

0:43:39	具体的な名前書かないというか、結構限定してしまったような記載になっておりますのでこちらもう少し大枠で読み取れるような記載に修正するという方向で考えます。
0:43:54	それから一般施設来に関わる、次回申請の考え方ですね。
0:44:01	これは別紙4、
0:44:10	次回申請で示すと。
0:44:14	というようなことが各資格いつの申請開示で示すのかといったことがわかるようなですねもうちょっと親切的な書き方に修正すると。
0:44:27	ということかと思えます。
0:44:32	それから別紙の6ですけれども従前変更前と変更後の書き分けのところのお話だったかと思えます。
0:44:42	今回新規制を踏まえて強化したところをというのがちゃんと把握できるように、記載を修正すると。
0:44:53	ということで従来から考えておった電気設備だとか、デジタル系のところなんかはもう少し変更前のところにも入れ込んでいけるようなそんな変更を主、していきたいと、いうふうに考えてます。
0:45:14	あとは
0:45:17	別紙4でちょっと細かく書き過ぎているところですかあとモック数の補足で出てるようなところを、の説明ですね。
0:45:25	これもレベル感は合わせつつ、どこまで補足で説明をして、どこをそれを踏まえて添付書類にどこまで書くかといったところについては検討させていただきます。
0:45:38	大体以上かと思えます。
0:45:43	それとこれスケジュール感はどうでしょうか。
0:45:55	はい。日本原燃の大橋でございます。ちょっと修正箇所がたくさんございますのでちょっと検討して別途スケジュールを提示させていただきたいと思えます。
0:46:08	はい。規制庁角です。ちなみに補足説明資料は第1回でも出てくるという認識なんですけどその補足説明資料自体の準備というのは、いかがでしょう。
0:46:20	はい。日本語に直してございます。第1回芋をしたい設備の設置対象がございましたので出さなければいけないと思っております。
0:46:32	ちょっとそういう認識を持ったのがすいません。割と最近だったのでちょっとまだ準備ができておりません。できるだけ早く準備をして、ご提示したいと考えておりますこれについてもスケジュールの方に反映をして提示させていただきます。以上です。
0:46:48	はい。規制庁岡ですよろしく申し上げます。では落雷は以上かと思えますが、減免規制庁側、何か確認事項等ありますでしょうか。

0:47:02	特にないようでしたら現年次の閉じ込め汚染防止のほう、よろしくお願 いします。
0:47:10	はい。日本原燃小柳でございます。再処理の閉じ込め 0001、R4A I D 令和 4 年 1 月 27 に提出知らしへ提出いたしました資料。
0:47:23	に基づいてですね、まず、前回の 9 月 28 日にヒアリングしておりま す。そこからの変更、特に別紙 1 と別紙 6 についてちょっと最初に、
0:47:36	徳田氏といますか、説明させていただきます。
0:47:39	まず別紙 1 についてですが、ですね右下の通しページの 7 ページ。
0:47:48	別紙 1 の 7 ページですね。
0:47:51	許可本文からの收拾がちょっと足りていないという、
0:47:56	のが当時ありましたので、例えば真ん中あたりに言う、
0:48:02	オフエーとですね放射性物質を内包するところから始まる、青い ところになってる漏えいしがたい設計。
0:48:11	こちらの方の中止をしております。
0:48:14	あとは、通しページ 9 ページ。
0:48:19	になります。下の方にですね、これ放射性物質の状況ということで、コ メントもいただきましたが廃棄施設その換気設備の繋がりというこ とで、
0:48:32	本件もその閉じ込め除去は閉じ込めですよという、
0:48:36	を受けてですね、これ許可整合ではありますけども、対象にしてお ります。
0:48:43	そういう点でですね、ちょっと戻りますが、8 ページ、通しページ 8 ページ 9 ページに、漏えい。
0:48:51	に対する事項についてもですね、大幅に、これは添付 6 からなんですけ ども、追加しております。これも
0:49:01	本文だけではですね、本文は、基本的に全体のことを指しているん ですが、
0:49:07	添付の方で事細かに詳細を記載してですね、これを呼び込まないと 要は、対象がちょっとわからない。
0:49:14	というもことありましてこれも追記させていただいております。
0:49:19	その他当時ちょっとルールの反映ちょっと思い、
0:49:23	たてなかったですね、と例えば許可からの変更点を破線で示すとかです ね、そういうのを、基本的に全体のルールでありますけども。
0:49:34	その記載も含めて、青字部分として反映しております。すみませんち よっと間違いがありますし、別紙 1 なんですけども。
0:49:44	右下の通しページ 12 ページです。

0:49:58	12 ページの一番し、左下他からの変更点という、一番下三つ目なんですけど、これ殊、次のページの 13 ページのことを指しておりますちょっとこれミスですすいません。
0:50:14	次に、別紙 6 です。別紙 6 でいうとですね、通しページの 46 ページになります。
0:50:25	まず、先週の 2 月 3 日の共通ゼロはチイのその説明においてその第 1 回申請で、基本設計方針を記載するっていう対象のについての考え方。
0:50:37	説明しておりますその上で閉じ込め、4 ポツ 1 ですね、これは
0:50:44	冷却等もありますし、変更なし、条文、従前から設計していることということで、記載第 1 回の申請範囲として記載しております。
0:50:56	ここでちょっと書き過ぎなのがですね、すみませんが、次のページの 47 ページにあるんですが、
0:51:06	4 ポツ 2 の汚染防止一番下の汚染防止なんですけども、これもちょっとすみませんが共通 08 としてはですね、第 1 回の記載の対象ではないんですが、
0:51:17	ちょっと今書いてしまってるっていうのはちょっと間違いですこれはなくす方向で、訂正いたします。
0:51:25	次にですね MOX との違いという点で簡単にではあるんですが、まず再処理は、新基準要求と比較城間変更がないということで、既認可からの、
0:51:39	民間施設工認との添付書類の追加もないということで、別紙 345 はまずないというのが差異になります。
0:51:49	次にすみませんちょっと等、別紙 1 にちょっと、すみません戻っていたでいてですね。
0:51:55	越しページ 11 ページになります。
0:52:01	まず
0:52:03	再処理施設はということで、全体の崩壊熱除去。
0:52:08	閉じ込めの設計に、
0:52:11	注視しております。これ限定車区域に閉じ込めるという観点で、対象にしています。それで併せてですね、この八鹿駅の崩壊熱を除去するためには、その冷却水の構成というものがあります。
0:52:25	これが別紙 1 の右下の 9 ページになるんですけども、9 ページの真ん中辺ですね、これ技術基準で言うと 4 号になるんですけども。
0:52:36	建屋内の内部ループ、あと建屋外のその冷却塔の外部ループ、直接つなぐことがないようにしましょうという、こういう設計。
0:52:46	これが MOX との違いになります。
0:52:50	ただこういう違いはありますけども、原則 MOX も再処理もですね、評価整合を基本として、方針を記載しております。

0:52:59	書状表現の違いはありますけども、その発生防止っていう一次閉じ込め、漏えいしてもっていうその影響緩和ですね、そういう二次三次の閉じ込め。
0:53:10	という全体的なその考え方には、間違いはないというのが、現状の整理となっております。すいません以上です。
0:53:24	成長度ですボックスの方って何か説明しますか。
0:53:28	何かいろいろ多分添付出されてるんで、そこは別途ちゅうんだったら後、とりあえずそれまでのやつを終わらせてからやるんですけど。
0:53:35	はい、弓削西田でございますはい。0002Eの方でございますが、日付は1月27に出させていただきます。おっしゃっていただいた通り大きく直した点は別紙4のところ、
0:53:49	以前ちょっと発電炉と比較という形を出してましたが比較対象がないということも含めて
0:53:55	全部、普通の営業の形で構成をさせていただきましたということでございます。それに合わせましてともと図とか表をつけてなかったのが比較時にそこを改めて見せ形にさせていただいたと。
0:54:09	ということでございます。
0:54:12	汚染防止の方は表としては発電炉の方を参考しながら作らせていただいたということでございます。はい。あと別紙6は、以前お話をさせていただいた内容を踏まえて第1回の範囲であったり変更前後の書き方と、
0:54:27	いうのを整理、精査をさせていただいたということでございます。説明以上になります。
0:54:33	はい。規制庁田尻です。
0:54:35	はまず0001とかをベースにしつつ、ちょっとルールの話に近い話なんで、中身の修正の細かなところは訂正させていただきますねというのをまず前提としてお伝えした上で、
0:54:49	まず最初の別紙1シリーズなんですけど。
0:54:53	途中で話あったと思うんですけど
0:54:57	お金状況とかどこの話で、これは4号とか5号の話なんですっていうふうに言われて、いや455どこの会議、ページに書いてあるのかっていうと2ページの前に書いてあったりするんですよ。
0:55:07	言ったのは何かっていうと、今回、閉じ込めに関して言うと技術基準が割と細かく書いてることもあって、許可んところで具体的に書いてなかった細かな話っていうのをどうしてもキョセキ法人で盛り込まないといけない方向になっていて、
0:55:20	その時に今書かれてるのが具体化した後で考えてるんですけど、基本的に技術基準に合わせて具体化したんだと思うんですけども、前回9月、

	何かおっしゃいました、9月に出てきた時はちゃんと技術基準横に並べてそれに対応してふやした感じで書かれてたのに、
0:55:35	なぜか知らないけど、急に技術基準化し圧縮しては次のページ、連続で書く形になって、もはや横で比べることもできなくなって、
0:55:44	むしろ自分たちで作業しづらかったとっていて、基本技術基準を踏まえながら、この後に対応するような言葉を出しましたところが多分現状なんだと思うんですけど、何かこっぴどいというのは、宮里まで書いたんですけどMOXの相変わらず技術基準をちゃんと横に並べて
0:55:59	たんですけどそのあたりって何か考えありますか基本的な技術基準に合わせて、本出すところがあったんだしたら横に並べて欲しいんですけど。
0:56:09	日本原燃の矢内です。おっしゃる通り技術基準から、技術基準が左にありますので、そこから比較するというのが本来の姿ではあったんですが、
0:56:20	ちょっと許可の並び等を比較してですねどうしても、うまく並べることができなかったっていうのがちょっと本音としてありましたので、
0:56:31	ちょっとすいません
0:56:33	並べることができないのであれば、ずっと前に詰めたっていうのがちょっと本音であるんですが、すいませんちょっと見方については、見せ方についてはですね。
0:56:44	ちょっと、直配補足なり、ちょっと検討を追記する方向で調整いたします。
0:56:51	生協田尻です。大きく2点になって、1点目は、順番変わるんだしたら別に555何番っていうやつで順番入れ替えがそれは比較はできるだろうというのがまず1検討。
0:57:02	もくせに関して言うと順番入れ替えたりもしているので、どういう形にしようとしてるか技術基準の体系に合わせて順番か変えようとしているのか、あくまで許可の体系通りで各系統横にちゃんと技術系比較できるように、後は前後するけど持ってくるのかとかっていうところは精査いただければと思います。
0:57:19	はい、弓削西田でございます。ちょっと共通的なルールが、ちょっと制度ができてないところありますけどもおっしゃっていただいている通りのやり方を、ボックスをさせていただきましてそこは、
0:57:31	ちょっと最初にとの連携をして、
0:57:34	この別紙1の目的が達成しやすいようにとか達成できるように記載は、
0:57:40	修正する方向を考えたいと思います。以上です。

0:57:44	店長谷井です書かれてる内容自体は、大変MOXも大分膨らんできている元になってきたかなと思ってんですけど、何か資料としての体裁が、
0:57:53	やっぱりっていう感じがちょっとしているので見方の問題の数は含まれてますけどそのあたりの精査をお願いいたします。
0:57:59	あと、ちなみにすみませんちょっとルールがわからなくなったんで確認なんですけど。
0:58:03	再処理の右下 42 から 44 ページまでのやつで別紙 34 号は省略しますって話だったんですけど、だから基本設計方針に書いてある何かしら添付用は変更内容の変更ないところにつけるイメージがあったんですけどそういうことでもなくなったっけ。
0:58:16	再処理とMOXで何が違うんですっけ。
0:58:29	日本原燃清水です。
0:58:31	再処理とMOXで考え方が違うというわけではないんですが、江藤再処理の方につきましては、すでに既認可で設備申請しているというのもありまして、
0:58:41	基本設計方針変更前に書かれるものにつきましては、申請においては、金貨呼び込みで終わるということで、
0:58:50	別紙を改めて作るということをちょっと視点がなかったんですけども、そこら辺ちょっと対応を考えたいと思います。一応私です。別紙 345 化をしちゅうよりは、添付としてどういう形についてくるかってやつで添付がついた上で変わりませんよっていう文章を書いたやつをつけるだけっちゅうのかそうって欲しいところなんですけど。
0:59:06	345 っていうのでやられると、対象外っていうのが最終的にどういう形でその添付が存在するのかわからなくて、添付っていう項目自体がないのか、項目を入れた上で、これは既認可の通りですよっていう文言だけが書いてあるのかとかがわからなかったんで、
0:59:21	そのあたりのルールっていうのはすいません。何か閉じ込めだったら変わるのかどうかちゅうのはよくわかんないんですけど、いずれにせよ第 1 回において基本的方針が示される形になっていて、で、変更がなかった場合はどうするか整理なんだと思うんですけどそこに関しては全体的話だと思うので統一して対応いただければと思います。
0:59:40	はい。日本原燃清水です。了解いたしました。
0:59:43	生協田尻です。推定なんですけど右下 47 ページで、
0:59:48	汚染の防止って何か貫井にあるんでしたっけなんかさっき、ここは書き過ぎましたってしまおうって言われたんですけど、何か、どうとでもとれるものなんで入れてあって別に一通り書いてありましていけるかなと思ったんですけど国交に関しては、

1:00:02	建屋が含まれてまで書かないとかそういうことでしたっけ。
1:00:06	日本原燃清水です。まずは当該基本設計方針に関連するまず 27 条という条文要求がですね今回の第 1 回申請対象設備に関連するものではないという考えと、
1:00:18	基本設計方針として、4 ポツ 2 ということで別の小項目になるということで、はい。我々としてまず、次回申請でいいのではないかというふうに整理して考えてございます。
1:00:30	規制庁田尻です。要は汚染の防止という形になっていて屋外の冷却塔になるので、放射性物質がそこに存在するような形にならないので汚染の防止というのは、今回の設備については関係ないからあえてここの部分の部分ですっていう整理ですかね。
1:00:46	日本原燃清水です。その通りでございます。京谷です。でも福士に関しては建屋という形で出してくるのでなぜ、この同じ等もいずれ安全避難通路みたいにお伺い設備でかつ汚れてないやつになってるので、あんまりイメージして出すようなもんじゃないので、再処理としては今回除いてという対象条文の関係整理してますと。
1:01:04	ただ、閉じ込めという枠の中に入ってるから、一応この連続して閉じ込めて汚染の防止という一つの資料の中に入ってるだけだと思いますかね。
1:01:14	はい。田尻さん今おっしゃっていただいた認識の通りでございます。
1:01:18	規制庁谷内です。はい。規制庁谷井です。ちょっと対象条文どこまで書くかの整理ではあると思うんですけどとりあえず今おっしゃられてるこの意味は理解いたしました。
1:01:29	で、瀬戸渡です。江藤。
1:01:32	辻なんか自分観点ザーツと行かせていただければと思うんですけどボックス後なんですけど基本的には
1:01:39	今まで聞いてきたやつが押されていてというところだと思うんで、ちょっと別の方とかに飛ばしてるやつに関して
1:01:46	別途のところで話出ているような全体構成の目次とかがないので、取って田崎本当にいるのかとかどうなってるのかっていうのが疑問ではあるのでそっちの方の精査というのは、引き続きされてると思っていいんじゃないっけ。
1:01:58	はい。乳井石田でございます。はい。ご報告時も含めて全体の構成がわかるようなものを共通資料も含めて別途お出しすることで考えておりますので、はい。その際にお示しできればと思います。
1:02:11	長館です添付とかの目次の話番号どうするか京都とか自然現象の考慮話どう設けるかとかの話もありますし、個別設備に関して、この資料じゃないんですけど安全避難通路とかあと照明設備ってのが当たったりするんですけどそこらのほぼ全体の、

1:02:27	要は、個別設備という項目立てたのかとかってのを含めて一応確認をしときたいと思ってるので、どっか、別にどう条文にぶら下がるっちゅう話ではないので、どっかのタイミング整理したタイミングで早めに示していただければ話も聞きやすいかなと思うんでよろしく願います。
1:02:42	はい、承知いたしました。
1:02:47	規制庁館です。
1:02:49	衛藤MOXの別紙4に入ってきたんですけど。
1:02:56	右下49ページからで、
1:03:00	今回比較表の形式やめましたっちゅうの自体はOKなんですけど。
1:03:05	何か前回耐震から耐震化なんかの時に扉のCDの話が出てきたと思うんですよ。提出があって、今回停止だから関係なくて重要区域だから角田の話は違うんですけどことかもしれないんですけど。
1:03:19	今回の話において、壁とか、天井とか、そこらの話出てくるんですけど、扉っていうのは結局、閉じ込めとの関連でどう整理されてんでしたっけ。
1:03:30	はい。乳井西田でございます。まず扉、
1:03:35	ご提出の扉の関係でいきますまず閉じ込めで見ますと、その扉も含めた区画があってそれを排気設備で非聞いた、排風機で引いた上で、5月を維持するということなので、
1:03:48	そういう協会としては扉は必要なものだということで整理をしますただ扉を取り立てて何か閉じ込めからの要求を出すかということではないと思ってます。
1:03:59	あと以前お話あった耐震の中で出てきた工程室の中でも、重要な区域いわゆる安重として指定する協会の話。
1:04:10	そこは協会としての扉は、
1:04:13	建具ですけども、協会である壁と一緒に扱って一定の要求事項を定めるものということで整理をしたいと思ってます。
1:04:22	のでそういった形で閉じ込め側からしてみると一つの条件になる扉があることが条件によって今後出てくる換気設備排気設備での負圧の維持の計算上の一つの条件としてお示しをするのかなと思ってました。以上です。
1:04:37	規制庁谷です。今の条件とか、会社のある一定のっという話もあったかと思うんですけど、扉っていうのは、谷中前大臣で話があったときに全部取っとられても問題ないんですけど説明を受けてしまった気はしていて、
1:04:49	たださすが1人やり過ぎじゃないかなと思っていて今のお話だとそこに存在することはその提出で耐震の方だとか低空もちょっとどこまで対象

	に戻せるのかわからないですけど、ある程度説明されそうな気配はしたんですけど、とびあっているのは、
1:05:02	なくてもいいのか、完璧にないと駄目なものなのか、多少のヒビじゃないけどサトウ多少ずれても大丈夫な、湯浅塩野隙間ぐらいなら経営をできるぐらいのレベルなんですかって言いたいのか、何かいろいろあり得る気がするんですけど、設計として何を担保したいんですって。
1:05:19	はい。乳井西田でございます。まず扉はないといけませんアクティブになっています。扉については、設計上の要求からいきますと、壁がその耐震上を持つと言ってる範囲において脱落とかがないこと。
1:05:34	そこにいてくれることです。なので、そういうこと。すみません一旦止めます。
1:06:25	申し訳ございません。終わりました。
1:06:27	そういう意味では、脱落とか隙間が極端に上げたりということがないっていうのが条件になると思ってます。今考えてましたのは例の耐震側で、
1:06:40	安全上重要な区域に対するその壁に対して 2000 マイクロという許容限界を設けてそれに対して、持つことということをやっていますので、戸部蒲生 J I S とかの規格ではこの 2000 マイクロの状態でも、
1:06:53	変形がおさまれた 1 件程度に収まるような J I S の規格に基づいて扉をつけることで、扉が脱落とかしないということが説明できるかなと思ってますのでそういう範囲でそういうことを今後ご説明を追加させていただくと。
1:07:07	ということで考えてございます。以上です。
1:07:10	規制庁タジリすんなりって説明をされるということですか。いや、前回ちょっと建物の三次背番号忘れちゃったけど、別の資料の時にちょっと違う方向に取り出したので今回これが示されてここで説明されるかと思ったんですけどここはあくまで、
1:07:23	太字の取り組みの設計方針をうたってるだけで、その具体の設計として各部位扉とかそういったところに何を持たせるのかっていうのはまた別途説明があると思っけばいいすかね。
1:07:32	はい。乳井西田でございます。はい。別途説明させていただきます一つは閉じ込めていきますとは閉じ込めあくまでは先ほど申しました排風機が出る時にその境界の条件で、
1:07:43	体積を求めるための条件ですので、閉じ込め側というよりはさ、前回あった耐震側で、この重要区域の境界としての扉の役割ということと、設計上の要求事項を、
1:07:54	ちゃんと説明をさせていただくと説明させていただくとということ考えてございました。以上です。

1:08:01	規制庁上出です。耐震っていう話だと、今言われた通りで、多分機能維持の設計基本方針のところで、閉じ込め性っていうのが、
1:08:11	思うんで、そこに対して何らか説明があるということだと理解しました。
1:08:17	その場合はあれですかね、第一課の範囲で方針みたいなもんですからまた1回でそこまで説明するっていう形ですかね。
1:08:29	はい。乳井西田でございます今、金田さんおっしゃっていただいたその他扉だけが単独で存在するものではないですので、建物の一部として今回の申請範囲として説明をさせていただくと。
1:08:41	ちょっと、正しいということで、付け加えますと火災とかで今日区域の境界を跨ぐようなシャッターみたいなやつが設備に関するところで設備で推移してというようなことをやっていますが、
1:08:52	基本こういった境界を示すような扉については建物の一部ということで、今回の範囲で説明をさせていただくことが必要だと思っております。以上です。
1:09:01	はい。規制庁上出です。説明の方針についてはわかりました。一方で本当に2000マイクロでいいのかっていう問題はそれはそれで説明いただかなきゃとは思っていますけど扉についての話は理解しました。ありがとうございます。
1:09:20	規制庁田尻です。ちょっと自分の最後なんでちょっとしゃべり力も自分が先に言わせていただいた後で多少、後ろの資料にも、前の資料に戻りながらってのもあり得ると思ってるんですけど、別紙6、
1:09:31	MOXのほうの別紙6P80からの方でちょっと幾らか確認しておきたいんですけど。
1:09:36	とりあえず、全体と第1回申請中話がこっから書かれていて変更前変更が書かれてるところなんですけど。
1:09:44	とりあえず今の現野瀬整備としては、内部発生飛散物等、設計基準事故に絡むものは、次回以降とかそんな感じですかね。
1:09:54	はい。乳井西田でございますおっしゃっていただいた通りの整理をさせていただきましたということでございました。
1:10:01	規制庁鳥居です。内部発生飛散物っていう、その安全機能を有する施設の業務のところだと設計方針だけうたったりもしてたりするところで、
1:10:10	要は、
1:10:11	中江について分割しますっていうところだけなんですけど、確かに今回の代表設備のところまでどこまでっていうところはあるんですけど。
1:10:18	変更前変更後で言うんだったら、確かに昔発生した物って概念がなかったり設計基準事故じゃなくて、地方事故か、別の事故だったんでなかったんですけどっていうのは理解するんですけど。

1:10:29	1回申請2なんかいちいちここで、そこまで細かく削る意味があるかなってところが一なんかそういう全体の整理として整合するかどうかというところを確認したいんですけど。
1:10:41	はい。二本木西田でございます。おっしゃっていただいているのは80ページとかのやつですね。グローブボックス内での話で。
1:10:50	こちらにつきましてはおっしゃっていただく通りグローブボックスを設置する今回特に許可の中で重要的に重点的に議論させていただいて約束した事項であって、
1:11:03	これを将来、変更後に書くことは変わらないにしても、変えるつもりもないですし、ぜ、次回以降にこだわる必要があるのかということについては、全体として取り込みの方針だということに変わりはありませんので、
1:11:16	ちょっと線、今回は対象にするかどうかいま1度検討させていただきたいと思います1回にす議会以降にすることに相当なこだわりがあるわけではないということでございます。以上です。
1:11:27	規制庁田尻です。小さいいただきたいなと思っていて、例えば82ページとカーになって、ここも設計基準事故の話だからどっかこういう雰囲気になってるんですけど。
1:11:39	絶対の括弧Bにあるやつって設計基準事故以外のALARAの話とか書いてあってそれは昔、
1:11:45	ちょっと目の差いいところはあるんですよ。ただ設計方針全般としてうたいましたって言われりゃ全部うたってあるしなっていうぐらいで、ただ、個別設備の話はまた当然後時間やって認識した上で、設計方針としてどこまで今回うたうか。
1:11:58	共通的な設計方針っぽいところを謳った上で個別設備固有のものになってそういう正田照屋とあと時間っていうのは理解している姿勢が鳥飼になって最初のところも理解してるんですけど。
1:12:08	この文章を中途半端にいるかどうかっていうところは教えていただければいいかなと思いますし、別に入っててそこまで違和感があるかというとなんな気もしていないところなので、瀬田のほどよろしく願いいたします。
1:12:21	はい。弓削志田でございます。はい、どうぞ。すいません。いろいろ悩んで結果がこれですおっしゃっていただいた通り枠としての考え方をもう一度ちょっと精査、整理をして、
1:12:32	ただ1回の範囲を精査したいと思います以上です。
1:12:36	規制庁谷ですよろしく願いいたします。自分が閉じ込め状態と規制庁側から他に何かありますか。

1:12:44	規制庁加賀です。今回汚染防止関係で、添付資料先ほど追加されたということでもっとその部分、うかがわせてください。53 ページ目から、
1:12:55	のところなんです、
1:12:59	まず先ほど、
1:13:02	今回立山高良を実用炉にと。
1:13:06	そろえて汚染防止の領域とかを明記するようにしましたっていう整理。
1:13:12	だったと思います。この詳細設計も、やっぱり結果だけ述べられてるっていうところが、一番気になったところで、例えば 54 ページからの、
1:13:24	整理された部分の、腰掛と壁の使い分けの考え方とか便所塗らないの考え方とかそういったところが、
1:13:32	説明がないんですが、そういうところの、
1:13:36	方針ですね、そういうものをまずはしっかり説明していただければと思いますが、原燃いかがでしょう。
1:13:47	はい。乳井西田でございます。はい。区分けをしてますのでその区分けの考え方なりを、
1:13:54	書けるようにちょっと精査検討させていただきたいと思います。以上です。
1:14:00	はい、規制庁オオオカですよろしくお願ひしますて。
1:14:03	一方で、ちょっと、
1:14:06	たくさんちゃんと詳細設計やってますということ指名されるということ否定するものでは、当然ないんですがこれ再処理も、
1:14:14	全部やられるものなんでしょうか。
1:14:23	日本原燃清水です。まず、再処理の場合ですと、まず基本設計方針としてはまず、変更前に書かれるものございまして、近隣から
1:14:35	の汚染防止を塗装することはですね記載してございますので、既認可から変更ないということで特段ここ、ここまでの添付ということまで考えてございませんでした。
1:14:49	はい、規制庁ほかです。でしたら、MOX も別に。
1:14:55	変更ないところはたくさんあって、今回これをボックス全体として出されてきたっていうその社としての方針はどうなっているんでしょうか。
1:15:06	考え方をうかがわせてください。
1:15:12	はい。日本原燃志田でございます。ちょっともう一度、社内で整理をさせていただきます。今清水が言ったことも回答としてなってなくてですね、以前から出している資料からいきますと共通 8 の中で、第 1 回の申請範囲を、
1:15:27	示す中で、現場処理どうするかという考え方も、今回第 1 回の申請対象についての考え方を示させていただいてます。その中で MOX のところ

	のタームでですねこの汚染防止に係る措置のところについては近隣から変更がないと。
1:15:41	いう前提を示した上で、既認可常務仕様表の一部で、汚染防止に係る措置というのをエリアごとに丸をつけて表をつけてます。その具体化ということ、発電所の添付を踏まえた上でやらせていただくというのが、共通8に書いた。
1:15:56	考え方です。そこが、再処理とMOXで違うのかと言われたら、違いはないと思ってますので、そこについてどうするかはちょっともう一度検討した上で回答したいと思います。以上です。
1:16:10	はい、規制庁化です今の説明で大体理解できましたので、またその辺わかるように説明いただければと思います。
1:16:20	前例もあるということをつけてこられてるのは思うんですが、本当にこの詳細なレベルで設計結果を載せるのではなくてやっぱり先ほど、
1:16:31	述べた通りこういう部屋はこういうふうにしますっていう、
1:16:35	しっかりした方針をまずは示して欲しいなと思ってますので、
1:16:41	他の条文とのレベルかも含め、また審査の方よろしくお願いします。
1:16:47	はい、宮城西原でございます。はい。真木委員からも含めて仕様表で、この表の一部はすでに出てますということも前提にその位置付けであったり、
1:16:59	あと、
1:17:00	基本設計用本文と添付の関係でどこまで添付で補足するのかということ、今一度精査をさせていただきたいと思います。以上です。
1:17:09	はい。規制庁岡です。私からは以上なんですが他規制庁の方、全くありますでしょうか。規制庁谷井です。少しだけ関連するので3月なんですけど、MOXの26ページのところで、制度工事の基本的方針が書かれていて、
1:17:24	管理区域内の汚染の恐れのある部屋の床及び人が降りの恐れのある壁表面はっていうので、これ発電炉とか再処理の方って人が来る恐れがある高さまで壁面って限定かけたりするんですけどねってかけずにやると無駄に広く読めたりで、さっき下の方から言いましたけど、
1:17:40	方針を示して欲しいところなんで、基本設計方針でどこまでうたって、添付のところでどこまで謳うっていう時に、全体かけていくんだと思うんですけど、あんまり広く風呂敷広げすぎるところに丁寧じゃないかみたいな無駄な議論をするつもりもないのでその辺りは清さん
1:17:56	なければ、
1:17:59	はい、乳井西田でございますはい。ちょっと別紙1で点、許可の添付で書いている。

1:18:05	管理区域の中で塗装の範囲っていうのを書いていることを店舗側で展開するときどこまで拡充するかってのも整理をして、一応
1:18:15	人が報告をする時に当たり、時に方々に高さまでとするとかいろんなことが書いてあるところがどう展開して、先ほどの塗装の対象になっていくかという考え方をまずは拡充していくと。
1:18:26	いうことを前提に整理をさせていただきたいと思います。以上です。
1:18:30	規制庁丹治ですよろしくお願いいたします。閉じ込め全般通して規制庁側から他に何かありますか。
1:18:43	規制庁田尻です。なさそうであれば原燃の方から振り返りと今後のスケジュールについてお願いします。
1:18:53	はい。日本原燃窪田でございます。まず閉じ込め 0001 の方ですけども、まず別紙 1 関連、江藤技術基準と基本設計方針との横並びといいますか、対比ができるようにですね。
1:19:06	横 1 を合わせるということでちょっと工夫をして修正したいと思います。
1:19:13	あと別紙 3 四郷についてですけども、こちらの、
1:19:18	記載の仕方をですねあと添付のありなしも含めて、見せ方については整理して別途ご説明をしたいと思います。
1:19:30	MOXトヨカワでございます。MOXの方に関しましてはですね、まずはその添付の目次の構成の方ですね、そこを整理してどういうふうに展開するかというところを別途整理して説明するというところ。
1:19:46	あとは別紙 4 ですかね等扉の整理についてですけども。
1:19:52	一応閉じ込めとしては一応扉はそこに住む丸あるとか、置くという設計なんですけど、耐震側からの説明として、そのですね、建屋の一部として、まずは第 1 回の範囲として説明していくということと、
1:20:08	設計としてどうするかというところは耐震案の方で別途説明するというところになったかなというふうに認識してます。
1:20:16	続きまして別紙 6 の方ですけども、1 回目の申請範囲というところでは、今回その内 1 設計基準、
1:20:26	0 分では次回以降という整理をしてございましたが、閉じ込めの方針という意味では、1 回で変えてもいいんじゃないかなというところも踏まえまして再度整理してご説明するというところ。
1:20:42	ただ、何とかかなというふうに認識してございます。続きまして別紙 4 でございますけども、汚染防止のところですね、塗装の範囲として、まずはその考え方を整理して説明し、
1:20:57	するということで、塗装の範囲ですね、腰掛。
1:21:02	どう壁とかそういったのはどういう考えで整理されてるかという、いうところ。あとは

1:21:09	MOXの方ではリストと層面リストで示してますけども再処理の方では、ちょっと
1:21:16	どういうふうに示すかというところをずっとピンクの範囲ということで示さないということでしたが、その考え方をですね再度整理して、ご説明するというところかなと思ってます。
1:21:27	あとは
1:21:30	そうですね。
1:21:32	あと汚染の、汚染の
1:21:36	防止の基本的な考え方を整理するという。
1:21:39	ことで、認識してございます。以上です。
1:21:43	規制庁谷井です。目次の話、添付に限定されたんですけど、本文の第1条の福祉構成も分かればと思うんで本文添付含めて目次の構成等どっかで説明いただければと思います。自分からは以上で規制庁が他に何かありますか。
1:22:02	ちなみにスケジュール聞かれたんですけど素行ワー、当間。
1:22:07	すぐ提示できないんだったら、それはそれで構わないんですけど、どれぐらいですかね。
1:22:17	最初にボックスともそれほど時間はかからずにとって思ってますけども具体的な日程は、
1:22:22	調整して改めてお示ししたいと思います。日本原燃窪田です。はい、谷田部助教了解いたしました全体を通して規制庁側現場から諮り何かございますか。
1:22:38	規制庁タジリつまたそうであれば本日のヒアリングこれで終了したいと思います。
1:22:43	録音停止す。